

あかし保健所1階多目的ホール使用案内[明石市]

1 はじめに

あかし保健所1階多目的ホール(以下「ホール」という。)は、保健所付帯施設(公の施設)として、市内における保健衛生及び市民福祉の向上を図る目的で設置されています。この趣旨及び本使用案内をご理解いただいたうえで、施設を使用いただきますよう、お願いいたします。

2 使用の条件について

(1) 以下の場合は、使用できません。ご確認のうえ、お申し込みください。

① 営利を目的として事業を営む者が、物品の販売その他の営業行為を行うとき
物品の販売をはじめ、商品・サービスの提供及び説明、チラシの配布、のぼり等による企業の宣伝行為などはできません

② 公安、風俗、その他公益を害するおそれがあるとき

③ 保健所の施設を損傷するおそれがあるとき

④ その他使用を不相当と認めるとき

※ 使用許可の判定は、【別紙1】を参考にしてください。

(2) 以下の場合は使用許可の後であっても、使用いただけないことがあります。

① 災害時や悪天候、施設の改修等

② 国事(選挙等)や感染症への対応など

(3) 使用者の遵守事項【別紙2】をご確認のうえ、お申し込みください。

3 開館日・開館時間について

(1) 開館日

火曜日から日曜日まで

(2) 開館時間

開館日の午前9時から午後9時まで

ただし、夜間の使用がない場合は、午後5時40分に閉館します

(3) 休館日(一般の方の使用はできません)

① 毎週月曜日

② 12月29日から1月3日

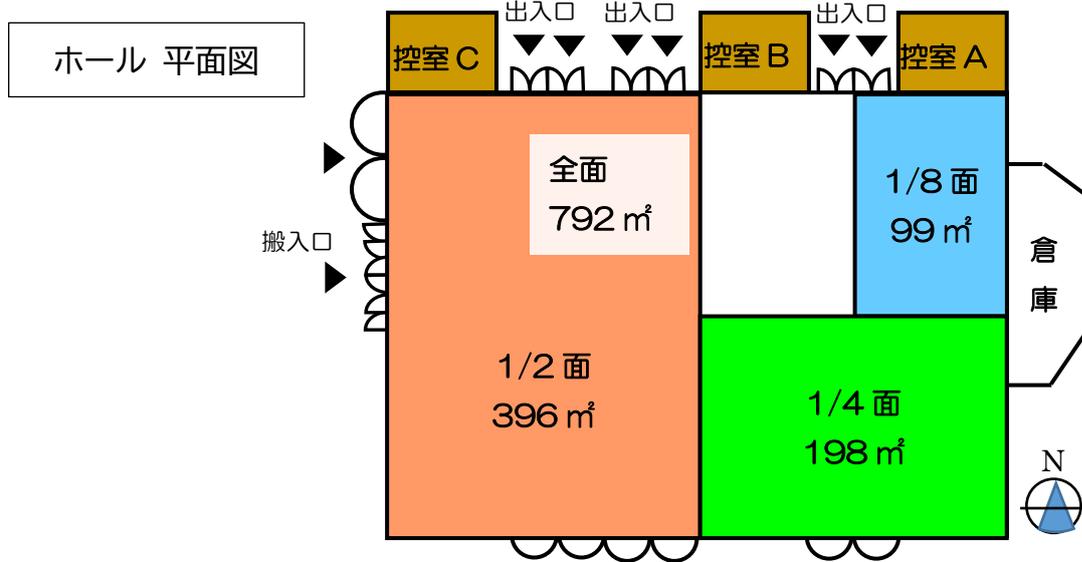
4 使用区分(広さ)について

(1) ホールの使用する広さにより、使用区分が4種類あります。

(2) ホールの貸出しは使用区分に関わらず1団体のみとし、同時に複数団体の使用はできません。

例) 1/2面を使用されている時間帯に、1/4面又は1/8面の使用はできません。

あかし保健所1階多目的ホール使用案内[明石市]



使用区分	面積	定員の目安	
		イスのみ	机・イス
全面	792 m ²	500 名	240 名
1/2 面	396 m ²	250 名	120 名
1/4 面	198 m ²	125 名	60 名
1/8 面	99 m ²	62 名	30 名

5 使用時間・使用料について

(1) 使用時間及び使用料

使用時間は、本来の使用目的・内容に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含みます。各区分の終了時刻までに後片付け等の原状回復を行ってください。

使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	超過金額
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	
全面	22,000 円	29,300 円	22,000 円	51,200 円	51,200 円	73,200 円	3,700 円
1/2 面	11,000 円	14,600 円	11,000 円	25,600 円	25,600 円	36,600 円	1,800 円
1/4 面	5,500 円	7,300 円	5,500 円	12,800 円	12,800 円	18,300 円	900 円
1/8 面	2,800 円	3,700 円	2,800 円	6,400 円	6,400 円	9,200 円	500 円

(2) 使用時間の延長

ホールの運営上支障がない場合、超過金額を支払うことで、各使用区分の欄に掲げる使用時間を超過し、又は繰り上げて使用することができます。

保健所 1 階窓口にご相談ください。

あかし保健所1階多目的ホール使用案内[明石市]

6 附属設備について

附属設備名	単位	使用料(1回につき)
音響設備	一式	5,000円
液晶ディスプレイ	一式	1,000円
プロジェクター	一台	1,000円
金屏風	一双	1,000円

- (1) 午前、午後、夜間それぞれ使用することに1回とします。
例) 全日(午前9時から午後9時)で使用する場合は、3回として計算します。
- (2) 使用区分ごとに定められた時間を超過した場合は、30分以上を1時間とみなし、時間につき使用料1回分の3割の金額をお支払いください。
- (3) 机(3人掛、80台)、イス(500脚)、ポータブル・スピーカー等の無料で使用できる備品があります。保健所1階窓口にお問い合わせください。

7 申込み受付について



- (1) 受付開始日
受付開始日は、使用するホールの使用区分(広さ)によって異なります。
例) 全面を1月28日に使用される場合、受付開始日は前年の7月1日となります。

使用区分	面積	定員の目安		受付開始日
		イスのみ	机・イス	
全面	792 m ²	800名	400名	使用日の6月前の属する月の初日
1/2面	396 m ²	400名	200名	使用日の4月前の属する月の初日
1/4面	198 m ²	200名	100名	使用日の4月前の属する月の初日
1/8面	99 m ²	100名	50名	使用日の3月前の属する月の初日

あかし保健所1階多目的ホール使用案内[明石市]

(2) 受付日時

- ① 受付期間は受付開始日から使用希望日の前日までです。
- ② 午前9時から正午及び午後1時から5時まで、保健所1階窓口で受け付けています。
- ③ 抽選日(「8. 抽選予約について」参照)のみ午後1時からの受付になりますので、ご注意ください。
- ④ 12月29日から1月3日は受付できません。
- ⑤ 本予約の申込日に『使用許可書』の発行はできません。使用の目的・内容によっては許可の判断に時間を要しますので、休祝日及び使用希望日直前を避け、できるだけ早めの平日にお申し込みください。

8 抽選予約について

受付開始日に予約可能となる期間については、抽選予約を受け付けることとし、使用希望日に重複があった場合のみ、保健所1階窓口の職員により代理抽選を行います。

抽選後は、午後1時から先着順で受け付けます。

抽選予約は以下のとおりです。

(1) 抽選日

毎月1日(1月のみ4日)

(2) 抽選予約の申込み方法

受付開始日前月の1日から23日までに、保健所1階窓口でお申し込みください。

例) 5月1日が抽選日の場合、4月1日から23日までに申し込みください。

(3) 抽選結果

抽選日の午前10時以降に保健所1階窓口に来所又は電話でご確認ください。

9 仮予約について

(1) 仮予約は保健所1階窓口に来所又は電話で受け付けます。

(2) FAXでの仮予約申込みは、原則できません。来所又は電話が難しい場合に限り、ご相談をFAX(078-936-7916)で受け付けます。

(3) 仮予約できるのは1回(連続して使用する場合は5日まで)のみです。複数回の仮予約はできません。

(4) 仮予約申込み後、7日以内に来所し、本予約の手続きをしてください。期日までに本予約の手続きが無い場合は、仮予約を取り消します。

例) 月曜日に仮予約後、本予約の手続きがない場合、次の火曜日に仮予約は取り消します。

10 本予約について

(1) 申請者が保健所1階窓口に来所のうえ、『使用許可申請書』を提出し、使用料を納付してください。後日、『使用許可書』を郵送します。

あかし保健所1階多目的ホール使用案内[明石市]

- (2) 使用目的・内容によって、以下の書類の追加提出をお願いする場合があります。保健所1階窓口でご確認ください。
- ① 警察署、消防署、保健所等の許可書などの写し
 - ② 市や県から委託を受けている事業であることがわかる契約等の関係書類
 - ③ 市との共催事業及び市内に事務所を有する福祉団体が主催する事業であると証明できる資料等(使用料が一部免除になる場合があります)

11 予約内容の変更について

- (1) 使用許可後、使用日と附属設備については変更が可能です。使用者、使用目的・内容、使用時間、使用区分は変更できません。
- (2) 使用日は、当初使用日の7日前まで、受付期間中の日程に変更が可能です。なお、使用日の変更は1回に限ります。
- (3) 附属設備は当日まで変更が可能です。

12 使用の取消しについて

- (1) 使用を取り消す場合は、申請者が保健所1階窓口に来所のうえ、『使用取消申請書兼使用料還付請求書』に『使用許可書』、『領収書』を添えて提出してください。
- (2) 使用の取消しが承認された場合は、使用料を還付(口座振込)します。

取消し申請日	ホール使用料
使用日の4月前まで	全額還付
使用日の4月前の日の翌日から30日前まで	8割還付
使用日の29日前の日から前日まで	2割還付
使用日当日	還付しない

※ 附属設備の使用料は全額還付します。

13 使用者の責任でない事由で使用できない場合について

- (1) 災害時や悪天候、施設の改修等、使用者の責任でない事由によりホールが使用できない場合や、国事(選挙等)や感染症への対応などにより、明渡しをお願いする場合があります。これら使用者の責任でない事由の場合は、全額を還付します。
警報発令やJR等の計画運休などにより使用できないと判断した場合も、同様とします。
- (2) 施設が使用できない事由が発生した時点で、申請者に電話で連絡します。
- (3) 使用料の還付は、『使用取消申請書兼使用料還付請求書』を提出してください。使用予定日から7日以内に『使用許可書』と『領収書』を添えて、保健所1階窓口申請してください(郵送でも提出できます)。

あかし保健所1階多目的ホール使用案内[明石市]

14 設営ならびに原状回復について

- (1) イス、机等の設営は使用者が行ってください。
- (2) 使用後は、許可を受けた使用区分の終了時刻までに原状回復(ゴミの持ち帰り、汚れた床の清掃など)のうえ、備品の返却をしてください。

15 駐車場の利用について

あかし保健所の駐車場は、使用料を支払うことで利用できます。仮予約、本予約等の申請処理やホールの使用の場合、使用料の割引はできません。

16 調理行為について

- (1) 飲食物の提供があるイベントを実施する場合は、提供内容及び調理方法などについて、必ず明石市生活衛生課(TEL:078-918-5425)に相談し、営業許可等の手続きをしてください。
- (2) あかし保健所内で調理をする場合は電気機器を使用してください。また、使用する器具(ワット数含む)を必ず事前にご相談ください。

17 裸火の使用について

原則、裸火の使用はできません。

(プロパンガス、カセットコンロ、線香、ろうそくの点火など)

18 自主警備計画書の提出について

不特定多数の来場が見込まれる催し物・イベントを開催する場合は、自主警備計画書を作成し、明石警察署へ提出してください。

あわせて明石市消防局警防課(TEL:078-918-5271)にも事前にご相談ください。

19 音楽イベントの実施について

著作権が存在する音源を使用する場合は、使用者の責任と負担において著作権管理団体(JASRAC 等)の許可を得てください。

※ 使用の目的・内容によっては、関係諸官庁への届出等が必要となる場合があります。必ず使用者で確認のうえ、届出を行ってください。

また、『関係諸官庁への届出書等』の写しの提出を求める場合がありますので、ご注意ください。

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

【予約受付】あかし保健所1階窓口

TEL:078-936-7915

【施設管理】あかし保健所保健総務課

TEL:078-918-5414

◆ 使用許可判定フロー

① 使用者が福祉団体や市内の地域活動団体の場合

〔前提〕 市内における保健衛生及び市民福祉の向上を図る目的で使用する

①物品の販売その他の営業行為を行わない

→ いいえ → 使用不可

↓
はい

②公安、風俗その他公益を害するおそれがない、または保健所の施設を損傷するおそれがない

→ いいえ → 使用不可

↓
はい

③その他使用を不相当と認めるものではない

→ いいえ → 使用不可

↓
はい

↓
使用可

<例>

- ・利用内容が施設の設置目的に明らかに合致していない
- ・参加費や資料代などが高く設定され、非営利とは認められない

<例>

- ・明石の公衆衛生の向上や市民の健康づくりに係る事業
- ・児童相談所の関連事業
- ・ユニバーサルスポーツや障害者の交流・就労支援に係る事業
- ・まちづくり協議会や子ども会、PTA等の地域活動団体の事業

あかし保健所1階多目的ホール使用案内[明石市]

② 使用者が営利を目的として事業を営む者の場合

※一般的な民間企業など、利益を関係者に還元するために事業を営む者

〔前提〕市内における保健衛生及び市民福祉の向上を図る目的で使用する

①物品の販売その他の営業行為を行わない

→ いいえ → **使用不可**

↓
↓
↓
はい
↓
↓
↓

<例>

- ・商品の展示・販売・宣伝
 - ・上記のための説明会や会員勧誘
- ※使用当日は利益を得る行為がない（参加費無料等）が、氏名・住所などの来場者情報を入手し、後の営業行為への利用が見込まれるものも不可

②公安、風俗その他公益を害するおそれがない、または保健所の施設を損傷するおそれがない

→ いいえ → **使用不可**

↓
はい
↓

③その他使用を不相当と認めるものではない

→ いいえ → **使用不可**

↓
はい
↓

使用可

<例>

- ・事業者関係の研修会、講習会
- ・採用説明会、採用試験

<例>

- ・企業の健康診断、献血
- ・社会貢献事業として実施する、一般市民向けの講演会（参加費無料）など

※許可申請前及び使用前に必ずお読みください。

【別紙2】

◆ 使用者の遵守事項

- 『使用許可書』で取得した使用権利の譲渡、転貸はできません。
- 同一団体が複数の名前を使用して申し込むことはできません。
- あかし保健所の敷地内は全面禁煙です。
- 原則多目的ホール内以外の場所は使用できません。
- 施設内に張り紙や釘打ち等は禁止します。
- 附属設備の持ち出しはできません。
- 許可を受けた設備以外のものは使用できません。
- 原則あかし保健所敷地内に酒類の持込み、提供はできません。
- 動物の持込みはできません。ただし、介助犬等は除きます。
- 危険物並びに火器の持込み及び使用はできません。
- 物品の販売、チラシの配付等はできません。敷地内での勧誘販売等も禁止します。
- 多目的ホール内以外での飲食は禁止します。
- あかし保健所の運営上支障をきたすような行為は禁止します。
- 騒音、暴力等により他の使用者や近隣の住民に迷惑をかける行為は禁止します。
- あかし保健所の受託業者等を含む明石市職員の指示に従ってください。
- 明石市の暴力団等排除に関する特約事項に準拠してください。

上記事項が遵守されない場合は、使用許可の取消し及び以後の使用をお断りする場合があります。その結果、使用者に如何なる損害が生じても、明石市等は一切の責任を負いません。

原状回復について

- ・ 使用後は許可を受けた使用区分の終了時刻までに原状回復(ゴミの持ち帰り、汚れた床の清掃、備品等の返却など)をしてください。